沖縄県共同募金会より

平成19年度 歳末たすけあい運動

県民皆様の温かい善意 ありがとうございました。

毎年、12月1日から31日までの間実施しています歳末たすけあい運動につきましては、平成19年度も「みんなでささえあうあったかい地域づくり」をスローガンに、沖縄県共同募金会及び各市町村共同募金会（支会・分会）、NHK沖縄放送局、沖縄タイムス社、琉球新報社、関係金融機関等の皆様にもご協力をいただき一斉に展開されました。

沖縄県共同募金会に集まった寄付金品は、769万円余（1月25日現在）寄せられ、12月26日に各市町村社会福祉協議会及び沖縄県共同募金会を通して、運動の趣旨にそって小規模共同作業所等（60ヶ所）と、県内11離島町村の高齢者・障害者及び要援護世帯の方々に配分いたしました。

▲配分金交付式

「熊本県大雨災害義援金」「平成19年新潟県中越沖地震義援金」

ご協力ありがとうございました

去る梅雨前線に伴う大雨により発生しました「熊本県大雨災害義援金」並びに、7月16日に発生した「平成19年新潟県中越沖地震義援金」に対し、本会がその支援を呼びかけましたところ、貴殿（会）を始め多くの県民から心温まる多額の浄財をお寄せいただきました。

皆様からお寄せいただきました義援金は、被災地の災害状況を考慮して熊本県共同募金会及び新潟県共同募金会へ送金いたしましたことをご報告申し上げますとともに、ご協力に対し厚くお礼申し上げます。

1、沖縄県共同募金会取扱額
183件　4、880、980円

2、送付先及び送金額
・熊本県共同募金会　500、000円
・新潟県共同募金会　4、380、980円

ありがとうメッセージ

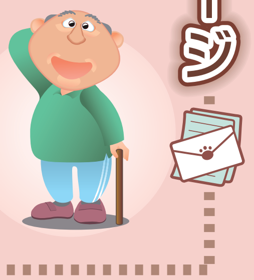

特定非営利活動法人 珊瑚舎スコーレ（那覇市）

事業名　夜間中学施設・階段昇降機整備事業
配分額　1，240，000円

夜間中学校の開設以来、生徒とスタッフ一同の念願でした階段昇降機が今回共同募金からの配分を受けて設置されましたことに心より感謝もうしあげます。生徒の平均年齢が70歳を越えておりますので、1階から3階までの階段を登のは大変なことでした。杖を使用している生徒や膝の手術をうけている生徒も複数人おりますので、階段昇降機を見て歓声をあげております。ホームルームの時間に設置の報告をしましたところ「学校に通うのは楽しみだけど、階段を思うとため息がでるんだよね。明日からは使わせてもらえるね。」「ありがたいねぇ。いつもは2階で休んでから登っていたけどこれでまっすぐ教室にいけますよ」という声があがり、生徒一同から拍手がわきあがりました。本当にありがとうございました。大切に使わせていただきます。

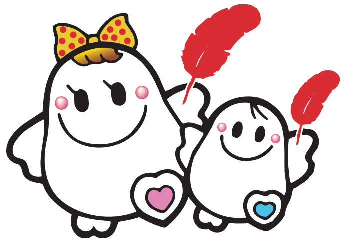

社会福祉法人　沖縄県共同募金会
TEL 098−882−4353
FAX 098−882−4270
沖縄県共同募金会ホームページ
http://www.okishakyo.or.jp/html/kyoubo/

シリーズ 活動最前線

子育て中の大学生を支える スマイル☆らんど（沖縄国際大学）

大学生として勉学に励むかたわらで、父親として又は母親として、自らの子どもを授かり、育児が必要になっても、大学をちゃんと卒業できるよう友達として支えてあげたい。そんな想いを持った友人たちの輪が広がって出来たボランティアサークル「スマイル☆らんど」。

現在、メンバーは16名程度。親が講義を受けている間、子どもを大学内の社会福祉実習指導室内にて無償で預かり、授業をしっかり受けられるようサポートする。1人の子どもにスタッフ2人をつけるため、メンバー間でスタッフを調整し、活動を続けてきた。2007年度は、7名の学生の子どもが利用し、1歳から小学生と預かる子どもの年齢も幅広い。「ちょうど人見知りの時期の子どもを預かった時、泣かれて困った」という代表の饒波さん。「学生で出産しても、大学生活を続けられる環境を作っておきたい」という仲間さん。「これまであまり小さい子どもと接する機会がなかったけれど、自分の子育ての勉強にもなるかと思って参加した」という真保栄さんと宮里さん。それぞれ活動の動機は違っても、関わった子どもたちの素直な反応や成長の過程に喜びを感じるという。

▲週1回の集まりに参加するメンバーと利用するママ学生

実際に利用した山口さんは「休学して出産した後、復学しても保育所のお迎え時間が6時までなので、夜間の講義で必修科目がある時、子どもを保育所から迎えて講義を受けなければいけないんです。そういった時、スマイル☆らんどを利用しています。私は、県外から来ていて、親や親戚が近くにいないため、本当に助かります。」とのこと。

時には、大学の先生の子どもを預かることもあるという。「この学生同士で助け合ってきた約4年間の活動は、学生や先生たちの認知度を深めてきたし、大学内に授乳室が出来るなど、少しずつ子育てし易い環境になってきた。これからも、顧問の先生をはじめ大学と連携を取りながら、学内専用の保育室が確保できればいいな」と皆で抱負を語ってくれた。

福祉施設経営相談 Q&A

労務管理編

今回、回答して頂くのは
本会「福祉施設経営相談支援事業専門相談員」の
社会保険労務士 **江尻 育弘**先生です。

Q 現在、タイムカードを使って労働時間の管理及び給与の管理をしています。タイムカードは打刻により一分刻みの端数が出ますが、これをどのように処理したら良いでしょうか。

A 賃金については、法定5原則というものがあります。（労働基準法第24条）
①通貨払いの原則、②直接払いの原則、③全額払いの原則、④毎月一回以上支払いの原則、⑤一定期日払いの原則

この原則からいえば、一分刻みの労働でも賃金を支払う義務が生じます。ただし、これについては行政解釈が出ています。一か月における時間外労働、休日労働、及び深夜業の各々の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合に、30分未満の端数を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げること。（昭63. 3. 14　基発150号）

したがって、一月分の総労働時間を合計した上で、上記の処理をすることについて、問題はありません。

さて、福祉の仕事は人間相手の仕事ということもあり、なかなか時間どおりに終わることが難しいケースが多々あります。しかし、もし仕事が終わって同僚と無駄なおしゃべりをたっぷりしたあと、タイムカードを押すなどという行為があるならば、労使で一度、賃金不払い残業と、誠実労働義務について話し合ってみるのも良いかもしれません。なぜならば、労働基準法第11条では賃金について「この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与、その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう」と定めています。これは労働でない、手待ち時間でもない、労働から解放された時間にまで賃金を支払う義務はないという意味でもあります。

県社協では経営支援室を設置し、福祉施設の経営相談を受け付けています。

社会福祉法人の設立、施設経営、職員の処遇、会計・税務、法律問題など、さまざまな相談に対して2名の経営支援員と3名の専門相談員が対応しています。

沖縄県社会福祉協議会
経営支援室
電　話098(887)2037(直通)
FAX098(887)2043(直通)